

平成27年度 入札契約制度等の改正概要について

建設業法等の一部改正により、本市では平成27年度より建設工事等における入札契約に係る制度の改正を行うこととしました。

(施行日 平成27年4月1日)

1 最低制限価格調査制度を試行導入します。

本市が発注する**130万円**を超え、**3,000万円**未満の建設工事において、最低制限価格調査制度を試行導入いたします。

(※**3,000万円**以上の建設工事である場合は、今まで通り低入札価格調査制度を適用します。)

2 建設工事の入札である場合は全て工事内訳書の提出が必要となります。

(平成27年4月1日以降の公告、指名等より適用)

平成26年度までは、1,000万円以上の建設工事の場合において、提出が必要とされていた工事内訳書が、建設工事の入札である場合は金額問わず**全て必要**となります。

工事内訳書が提出されない場合、**入札に参加できません**のでご注意願います。

なお、様式例を「建設工事入札(見積)、契約関係書式からダウンロードできます。

3 全ての建設工事において施工体制台帳の提出が必要となります。

当市から直接工事を請け負った元請は、下請契約を締結した場合、**全ての建設工事において**施工体制台帳の提出が**必要**です。

なお、建設工事元請下請関係適正化指導要領が一部改正され、様式等変更されておりますので同ホームページ上でご確認ください。

4 前払金、中間前払金について対象工事を拡大します。

元請、下請けを問わず社会保険への加入を促進するため。また、資金調達支援のため、以下のように前払金および中間前払金の対象工事等を拡大しました。(各種契約約款(業務委託約款を除く)を一部改正していますので同ホームページ上でご確認ください。)

(1) **130万円**を超える請負金額の建設工事、及び建設工事関連の業務委託については**日数によらず**前払金を請求できます。

(2) **1,000万円**以上の請負金額の建設工事ある場合は**日数によらず**中間前払金を請求できます。

5 少子化対策として、山形いきいき子育て応援企業に認定された場合、鶴岡市指名競争入札参加者名簿における評価点に10点加点します。

山形いきいき子育て応援企業の認定(実践(ゴールド)企業又は優秀(ダイヤモンド)企業)を受けている場合、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営に関する主観的審査事項の評定により算出した数値に**10点**を加算します。(平成28・29年度鶴岡市指名競争入札参加より適用。)

6 災害工事を受注した場合。鶴岡市指名競争入札参加者名簿における評価点に5点又は10点加点します。

災害復旧工事を受注した場合、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営に関する主観的審査事項の評定により算出した数値に契約件数につき**4件までは5点、5件以上は10点**を加算します。

(平成28・29年度鶴岡市指名競争入札参加より適用。)

7 地域建設業経営強化融資制度に係る取扱要綱の適用期間を延長

国土交通省が平成20年8月の「安心実現のための緊急総合対策」を受けて創設した、『地域建設業経営強化融資制度』に係る債権譲渡承諾事務等取扱要綱の適用期間を、平成28年3月31日まで延長いたします。